



長野県報

4月18日(木)
平成31年
(2019年)
第3068号

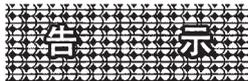
目次

告示

長野県議会臨時会の招集(財政課).....	1
地方自治法施行令に基づく収納事務の委託(税務課).....	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
景観法に基づく景観整備機構の名称変更の届出(都市・まちづくり課).....	3
地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について(監査委員事務局).....	3

公告

調理師試験の実施(食品・生活衛生課).....	4
製菓衛生師試験の実施(食品・生活衛生課).....	4
クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課).....	5
毒物劇物取扱者試験の実施(薬事管理課).....	6
土地改良区の定款変更の認可(7件)(農地整備課).....	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(3件)(都市・まちづくり課).....	7
土地改良区役員の就退任の届出(6件)(農地整備課).....	7
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課).....	10
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	10
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(2件)(生活安全企画課).....	10
行政不服審査法に基づく公示送達(総務課).....	13



長野県告示第176号

次の事件のため、平成31年5月14日、長野県議会臨時会を長野市に招集します。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部守一

付議事件

- 1 議長及び副議長の選挙
- 2 常任委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 3 議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 4 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙
- 5 長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員の選挙
- 6 監査委員の選任

財政課

長野県告示第177号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託しました。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称
東京都中央区京橋二丁目2番1
株式会社さとふる
- 2 委託した事務の内容
さとふるサイトを利用して納付する「さとふる信州寄付金」の
収納事務
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

税務課

長野県告示第178号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 介護老人保健施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ハインスライフ	介護老人保健施設朝日ホームおんせんリハビリテーションセンター	上高井郡高山村大字牧151番地1	平成31年4月16日

（登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ハインスライフ	短期入所生活介護ホスピスケア朝日	長野市大字南堀137番地1	平成31年4月16日

（登録特定行為事業者 短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ハインスライフ	短期入所生活介護ホスピスケア朝日	長野市大字南堀137番地1	平成31年4月16日

（登録特定行為事業者 介護予防認知症対応型共同生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ハインスライフ	認知症対応型共同生活介護施設グループホーム朝日	上高井郡高山村大字牧103番地1	平成31年4月16日

（登録特定行為事業者 認知症対応型共同生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ハインスライフ	認知症対応型共同生活介護施設グループホーム朝日	上高井郡高山村大字牧103番地1	平成31年4月16日

介護支援課

長野県告示第179号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
長野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長野市（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて

縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第181号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小川村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第182号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第183号

景観法（平成16年法律第110号）第92条第3項の規定により、景観整備機構の名称について次のとおり変更の届出がありました。

平成31年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 景観整備機構の名称
（変更前）一般社団法人長野県建築士会
（変更後）公益社団法人長野県建築士会
- 2 変更年月日
平成31年4月1日

都市・まちづくり課

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年4月18日

長野県監査委員

田口敏子
西沢利雄
青木孝子
西沢正隆

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
水城由貴	長野県松本市桐1丁目7番35-7号
高岡敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号
井上光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町13-18
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13
柄澤千恵子	長野県長野市神楽橋75番地67

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成31年4月16日から平成32年3月31日まで

監査委員事務局